

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

申立期間はA市の臨時職員として仕事をしていた。昭和51年4月から同市の正職員となることとなり、同市から国民年金保険料を全納してほしいと言われ、同年3月末に市役所で国民年金保険料を支払い、同市職員係に年金手帳を提出した。

また、基礎年金番号導入の際、市役所年金係から未納は無いと聞いていたにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月頃に払い出されたものと推認され、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、「自分でA市役所内のB銀行で納付書に現金を添えて納付していた。」と主張しているところ、A市も同市の窓口、同市役所内のB銀行で、いずれも納付することは可能であったとしていることから、申立人の主張に不自然さはうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月26日から同年5月5日まで

昭和23年4月にA社に入社し、36年4月頃に同社C工場から同社B工場へ異動した。同社の工場間を異動しただけなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員カード、申立人から提出された給与明細書、並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和36年4月26日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、他の元従業員から申立期間当時における年金記録の問い合わせが無いことから、義務を履行していたと主張しているが、当該主張のほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年9月30日は50万円、16年3月31日は108万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月30日
② 平成16年3月31日

申立期間①及び②において、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された賞与関係資料により、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与関係資料に記載された申立人の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は50万円、申立期間②は108万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としており、B年金事務所に保管されている申立期間の健康保険厚生年金保険賞与支払届に申立人の名前が確認できず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

富山厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月30日から同年2月1日まで
昭和47年5月にB社(現在は、C社)へ入社し、途中退職することなく現在も同社の営業職として勤務している。

しかし、昭和62年12月21日付けの辞令により、63年1月中旬に販賣子会社のA社からD社(E営業所)へ異動したのに、オンライン記録では1か月の空白期間がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社の辞令及び申立期間に係る給与明細書、同社からの回答、並びに雇用保険の記録により、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し(A社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、申立期間以降、申立人と同様にA社からD社に異動した元同僚6人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び取得日は、いずれも1日付けとされていることから、申立人についても、昭和63年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、A社は、D社と合併後に解散しており、事業の承継先であるC社は、当時の資料は残っておらず不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

富山厚生年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月15日から38年10月1日まで
② 昭和38年11月11日から39年4月1日まで

約2年間、A工事、B工事に従事したが、この間、厚生年金保険の被保険者記録がC社D出張所の1か月しかない。当時の関係書類等は一切無く、時期等も明確な記憶は無いが、働いていたのは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間①及び②について、C社で勤務していたと思う。」としているものの、「E社（現在は、F社）だったかもしれない。」とするなど、勤務した事業所名や勤務期間について明確には覚えていない。

2 申立期間①及び②について、C社は、申立人に係る人事記録や賃金台帳など当時の資料は保管していないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している上、当時同社D出張所で勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、E社G事業所が厚生年金保険の適用事業所であったのは、申立期間①より前の昭和33年7月1日から35年12月1日までの期間である上、F社に照会しても、申立期間①及び②における賃金台帳等の資料は保管しておらず、当時の関係者も不明と回答しており、申立人の当時の勤務実態について確認できない。

3 申立期間①について、C社D出張所で勤務していた同僚二人は、入社（雇入れ）から厚生年金保険被保険者資格取得までの期間について、2か

月から8か月の厚生年金保険未加入期間があったと証言しており、当該事業所では申立期間①当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

また、C社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番もみられない。

- 4 申立期間②について、C社は、A工事及びB工事を行っていたのは、昭和38年11月頃までと回答している。
- 5 このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 27 日から 18 年 3 月 1 日まで
平成 17 年に A 社に入社したはずなのに、申立期間について厚生年金保険被保険者となっていない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 17 年 7 月 11 日から同年 8 月 26 日までの期間及び 18 年 1 月 16 日から同年 5 月 12 日までの期間において申立人を雇用していたと回答していることから、申立人は、申立期間の一部について同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社から提出された労働契約書によると、申立人は、上記の勤務期間において同社と厚生年金保険料を給与から控除しない旨の雇用契約を結んでいることが確認できる。

また、A 社から提出された申立人の賃金台帳、平成 17 年及び 18 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。